

計画改定における施策展開の主な方向性

1. 今後のごみ量（将来推計の試算結果に基づく～現状のまま推移した場合～）

家庭系ごみ排出量 → 2025年度 約9.6%削減（2018年度実績比）

事業系ごみ排出量 → 2025年度 約6.3%削減（2018年度実績比）

⇒ 今後、ごみ排出量の自然減少は進んでいくと予想されるが、最終目標達成に向けて、更なるごみの減量化・リサイクルの推進が必要である。

2. 減量化・リサイクル

(1) 2015年8月の答申内容（抜粋）

- 本審議会（第5期）では、平成20年9月の答申「一般廃棄物（ごみ）の減量化の具体的手法について」において、家庭ごみ有料化の導入とあわせて、有料化を導入する場合のあり方とその運用方法、想定される問題及び市民周知のあり方について提言を行った。

その後、堺市では、上記答申を踏まえ、社会経済情勢等を注視しつつ、慎重に検討を行ってきたが、現時点で家庭ごみ有料化の導入には至っておらず、家庭系ごみ排出量や清掃工場搬入量が第2次堺市一般廃棄物処理基本計画の目標値を達成できない要因の1つとなっている。また、上記答申で意義として示された「受益者負担の公平化」や「ごみ減量化・資源化施策を推進するための経費の確保」などについても対応できていない。

- このことを踏まえ、堺市としては、家庭ごみ有料化について、できる限り早期の導入を図ることが必要である。
- 今後の減量化・リサイクル施策については、現在実施している施策を継続的に実施するとともに、家庭ごみ有料化の導入と併せて、情報発信の強化や古紙排出方法の格差解消も含めた新たなごみ減量化・リサイクル施策を次のとおり集中的に検討・実施することが必要である。

(2) 現況

【家庭ごみ有料化について】

- ・ 前回（2015年8月）答申において、「できる限り早期に導入を図ることが必要である」としており、ごみ減量に関する情報発信を行いながら、社会経済情勢等を注視しつつ慎重に検討を進めてきたが、近年家庭系ごみ排出量は減少傾向にあること、2020年度の間目標をすでに前倒しで達成していることなどから、現時点で家庭ごみの有料化導入には至っていない。

- ・家庭ごみ有料化については、今後もごみ減量化・リサイクル施策の最終手段とし、本市における家庭系ごみ排出量の推移、社会経済情勢等を注視しながら、引き続き検討を進めていく。

【古紙類の回収について】

- ・本計画において、家庭ごみ有料化の導入と併せて、全市的な古紙類の分別排出・リサイクル体制の整備をめざすとしているものの、導入には至っていない。
- ・2019年8月に集団回収報償金の対象品目に雑がみを追加するとともに、集団回収未実施地域解消の取組を進めている状況である。
- ・また、美原区で古紙の行政収集を実施しており、他区域との古紙排出方法の格差の解消に至っていない。

【家庭系生ごみの減量について】

- ・軽易かつ低廉な生ごみの減量方法である「生きごみさん」を継続して実施するとともに、「30・10（さんまるいちまる）運動」など食品ロス削減に関する啓発等を実施している。
- ・国の動向、社会情勢等を注視しながら、食品ロスを含む生ごみの減量に向けて新規施策を実施していく。

【上記以外のごみの減量・リサイクル施策について】

- ・2016年度以降、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の導入、事業系古紙回収協力事業所制度及び食べきり協力店制度の構築、集団回収報償金対象品目（雑がみ）の追加、レジ袋を含む使い捨てプラスチック削減などに新規に取り組んできた。
- ・今後は、家庭ごみ有料化導入の検討と合わせて、すでに実施しているごみ減量化・リサイクル施策を継続して実施するとともに、最終目標の達成に向けた更なるごみの減量・リサイクル推進につながる新規施策を集中的に実施していく。

～ごみの減量化・リサイクルに関する政令市の取組状況と本市課題について～

《家庭系ごみ》

- 生ごみ**…食品ロス削減を含む生ごみの減量化施策（啓発を含む）にすでに取り組んでいる他政令市が多く、本市においても、生ごみ減量に関する情報発信に加え、生ごみの発生排出抑制（食品ロスの削減、生ごみの水切りなど）につながる更なる取組が必要である。
- 紙類**…本市以外の他政令市では古紙類の行政収集及び拠点回収をすでに実施しており、本市においても、古紙のリサイクル向上のため、より効果的な取組を推進していく必要がある。
- その他**…ごみと資源の分別（リサイクル）の徹底による市民のごみ減量意識の向上、新たなリサイクル（古布、剪定枝等）などの検討を引き続き行う必要がある。

《事業系ごみ》

事業系ごみについては、生ごみ、剪定枝、紙類に対する施策にすでに取り組んでいる他政令市が多く、本市においても、剪定枝のリサイクルに加え、古紙回収協力事業所制度、食べきり協力店制度を実施しているが、今後更なる減量化・リサイクルに向けて、事業系ごみに関する情報発信に加え、事業系古紙及び食品廃棄物などの減量・リサイクル推進に向けた具体的な検討を行う必要がある。

3. 中間処理（施設整備）

(1) 2015年8月の答申内容（抜粋）

○ 「(1)減量化・リサイクル」のとおり、今後ごみ減量化・リサイクル施策を集中的に実施し、かつ、十分な効果が継続的に得られた場合、次期目標年度における清掃工場搬入量は大きく減少することが予測される。この場合、東工場第一工場が稼働停止したとしても、当面の間、東工場第二工場及び臨海工場で安定的に処理していくことが可能となる。一方で、太平洋沖の南海トラフ沿いで発生する「東南海・南海地震」の発生確率が今後30年で60～70%と言われているなど、いつ発生してもおかしくないこと等を踏まえると、災害時に備えて、焼却施設の分散配置を図るとともに、災害廃棄物処理を見据えた一定の余力を確保することが必要である。

また、廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月31日閣議決定）においては、「大規模災害等に備え、広域圏で処理体制を築いておく必要がある」「市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化の観点も含め、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべき」との考え方が示されており、南大阪地域の中核的役割を担うべき本市としては、将来的なごみ処理の広域化も視野に入れた中で判断が求められる。

さらに、今後、平成24～25年度に基幹改良工事を実施した東工場第二工場と、平成25年度から稼働開始した臨海工場とが約20年後に同時に更新時期を迎えると想定されることから、次期計画期間における安定的なごみ処理体制の確保のみならず、長期的な視点からの安定的なごみ処理体制の確保も見据えた判断が求められる。

(2) 現況

① 焼却処理施設

○本市では、現クリーンセンター東工場（東区）、旧クリーンセンター南工場（南区）の2か所が市所有地であり、かつ、都市計画決定がなされている上記2か所でごみの焼却処理を行ってきた。

○南工場の老朽化により、2013年3月に、建築基準法第51条ただし書き許可による暫定的な施設として、臨海工場を稼働し、PFI方式により施設の建設・運営を行っており、その運営期間は20年となっている。

○南工場は、2014年3月に休止した。

○現在は焼却処理施設として、クリーンセンター東工場第二工場・臨海工場で主に処理しており、クリーンセンター東工場第一工場については、他の清掃工場の補修工事や不測の故障等に対する補完的施設として稼働している。

～表 1 焼却処理施設状況～

	竣工	稼働年数	処理能力	H26 処理量	H27 処理量	H28 処理量	H29 処理量	H30 処理量	備考
東工場 第二工場	1997	22年	460 トン/日	130,991	131,956	123,121	124,992	124,923	焼却処理
臨海工場	2013	6年	450 トン/日	131,125	133,170	132,053	130,669	127,667	溶融処理
東工場 第一工場	1977	42年	300 トン/日	21,569	2,212	1,594	3,296	4,013	上記2工場の 補完的役割

② 破碎処理施設

- 本市では、破碎処理施設として、東工場第一破碎施設、第二破碎施設、臨海工場破碎施設があり、粗大ごみ等の破碎処理を行っている。
- 老朽化が進む東工場第一破碎施設は、2018年に既存の東工場第二破碎施設に併設する形で、第二破碎施設の更新を行った。
※第二破碎施設は、火災により現在休止中であるため、第一破碎施設を引続き稼働させている。
- 第一破碎施設においては、鉄類を回収していたが、第二破碎施設（堅型回転式）については、鉄類及びアルミの回収を行う。なお、残渣は併設する焼却施設で処理している。

～表 2 破碎処理施設状況～

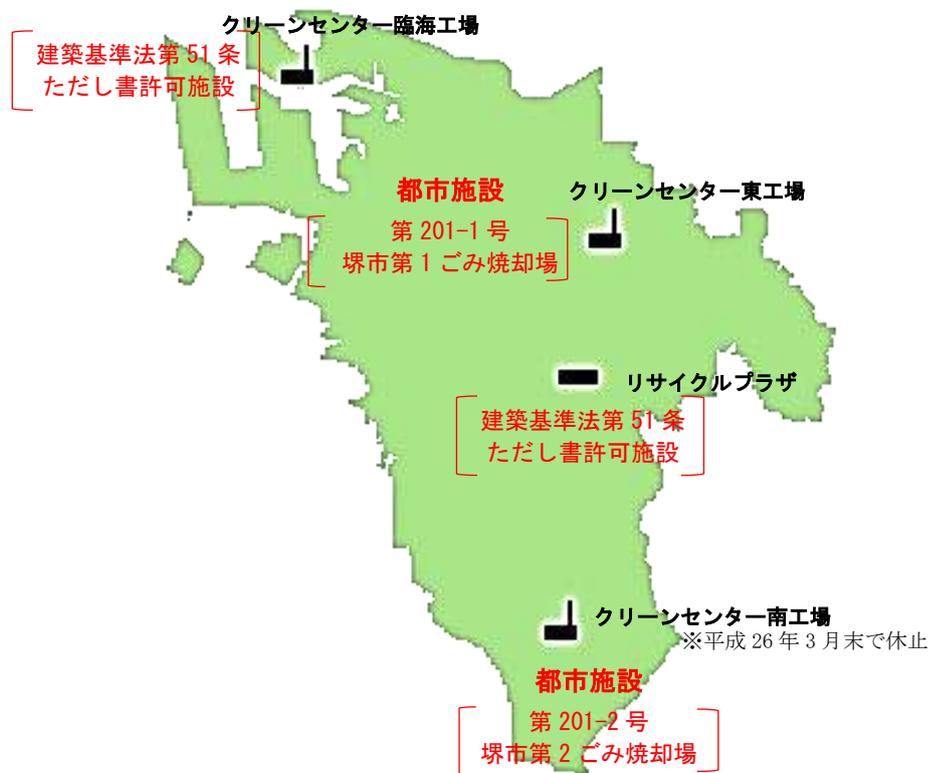
	竣工	稼働年数	処理能力	処理方式	備考
東工場 第一破碎施設	1979	40年	100トン /日 (5h)	堅型回転式	鉄類回収あり
東工場 第二破碎施設	1997	22年	50トン /日 (5h)	せん断式縦 刃付き	
	2018	—	60トン /日 (5h)	堅型回転式	鉄類及びアルミの回収あり ※現在休止中(2018.10～)、2021年度再稼働予定
臨海工場 破碎施設	2013	6年	16トン /日 (5h)	二軸回転せん断式	

③ 資源化施設

- リサイクルプラザでは、缶・びんの選別を行っており、選別後は再生資源業者に売却している。
- 東工場貯留施設では、収集したペットボトル、プラスチック製容器包装を一時貯留し、それぞれ選別・圧縮・梱包の中間処理を行う事業者を引き渡している。また、小型金属については、集積後、異物を除去し、再生資源業者に引き渡している。

～表 3 資源化施設状況～

	竣工	稼働年数	処理能力	備考
リサイクルプラザ	1995	24年	30トン /日(5h)	缶(アルミ・スチール)・びん(無色・茶色・その他の色・混みガラス)の選別
クリーンセンター東工場貯留施設	2009	10年	(2,204 m ³)	ペットボトル・プラスチック製容器包装・小型金属の一時貯留等



～図 中間処理施設配置～